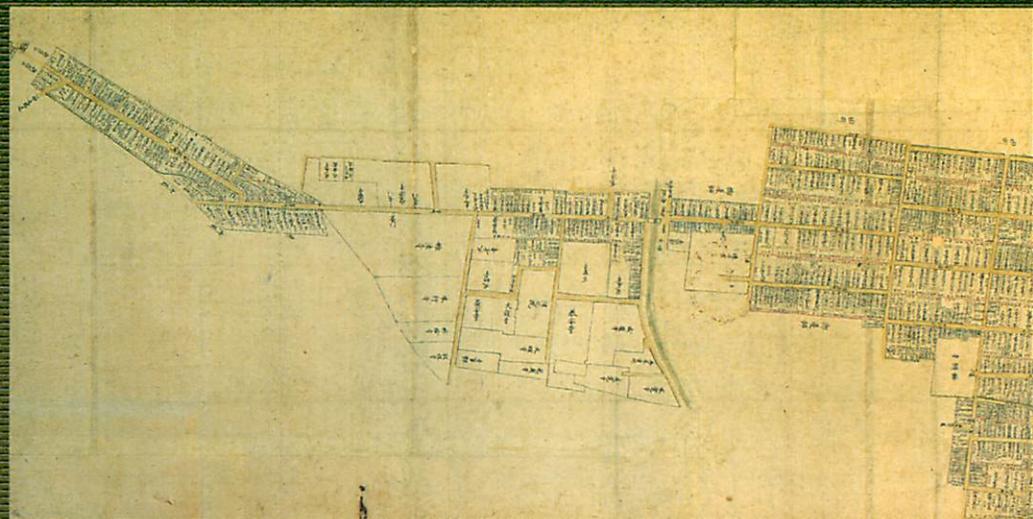


大博物館 だいの

No.47

2005.7

津山郷土博物館



▲津山城下町町人地家割図(備前蔵)

「津山城下町町人地家割図」はその名のとおりに、津山城下の町人町について、敷地ごとにその持ち主の名前を記したもので、それぞれの敷地には間口・奥行が記入されており、家役についても記号で記されている。この家役については間口、もしくは面積とは必ずしも比例しておらず、同間口・同面積でも負担する家役が異なることが多い。

この絵図によって個々の間口・奥行・家役を知ることが出来るほかに、古文書資料では知ることが出来ない、町内の境界が朱引きで記されていることから貴重な資料であるといえる。

十八世紀中頃のものと考えられていたが、絵図自体には、いつ作成されたのかわかるような記述はない。

寸法は五二・八cm×二〇四・〇cmで、一枚の板に描かれている。

「津山城下町町人地家割図」について

平成17年3月26日の文化財報告会において、郷土博物館寄託資料「津山城下町町人地家割図」の制作年代の特定を試みた。今回はその論旨を掲載し、さらに、報告では十分に触れられなかったこの絵図に対する疑問点についても言及したい。この絵図の作成時期を特定するには、その内容を見ていかなばならない。そこで、図中にある津山城下の有力商人について見てみる。まず、大年寄を務めていた玉置家であるが、この絵図では「玉置広四郎」となっている。玉置家の当主が「広四郎」を名乗っていたのは安永四(1775)～天明四年(1784)八月のことであるから、作成はこの期間のことと考えられる。また、城下町で蔵元役を務めていた熊野屋という商人が船頭町にいたが、当主が文五郎となったのは安永七年(1778)五月十七日のことで、このときに、先代伝兵衛が隠居して文五郎が跡を継いだ。絵図では「熊野屋文五郎」となっているので、絵図の作成時期は安永七年五月以降となる。大年寄・蔵元役と津山城下でも有力な町人の変化を見てきたが、これにより作成時期を安永七年(1778)五月～天明四年(1784)八月までの約7年間に絞ることが出来た。

つぎに、一般町人の家屋敷の移動を見ていくことにする。その場合、城下町の屋敷売買に関する事柄は「町奉行日記」に記されているので、これによって確認できる。安永九年(1780)十一月、西今町にあった、作人伝蔵の家屋敷が正田屋吉右衛門に売り渡された。

「一 京町作人伝蔵西今町北側私所持之家屋敷表二間半裏行拾七間但四歩一厘七毛西隣正田屋吉右衛門東隣浅嶋屋茂兵衛也七百九拾匁に正田屋吉右衛門へ売渡」

絵図では西今町に伝蔵の名はなく、正田屋吉右衛門の名前があるので、この売買情報が絵図に反映されていることは確認できる。この売買が安永九年の最後となり、翌安永十年一四月に天明元年に変わる一は町奉行日記が残されていないため、確認できない。天明二年二月に安岡町米屋伊助が久米屋岩吉に家屋敷を売り払っている。これが、この年の最初の屋敷売買となる。

「一 安岡町北側米屋伊助家屋敷表口壱間半裏口十四間半但シ式歩半役右家屋鋪代銀札百目同町久米屋岩吉へ売渡
度段願之趣承届同廿七日売券状差出」

絵図中、安岡町には久米屋岩吉と、米屋伊助の両方の名前があるが、町奉行日記の記事に該当すると思われる場所には米屋伊助の名がある。つまり、この売買情報については絵図に反映されていない。これらのことから、この絵図は安永九年(1780)十一月～天明二年(1782)二月の間のある時点で描かれたものと考えられる。

以上のようなことを踏まえて、「町奉行日記」を見ていくと天明二年四月に次のような記事がある。「町方絵図御帰城迄ニ可差出大目付海老原右兵衛御小性頭兼帯ニ而達有之画図出来今日同人へ差出(後略)」

このとき作成された町方の絵図というのが、時期的に考えて、この「津山城下町町人地家割図」であると考えられるのではないだろうか。もちろん、この絵図と、天明二年四月に作成された町方絵図が別のものであったという可能性もある。しかし、ほぼ同じ時期にまったく別々の町人地絵図が2種類作られたということは考えにくく、町方絵図と「津山城下町町人地家割図」が別に存在していたとしても、正副、もしくは原本と写しの関係にあるもの

ではないかという推測も可能である。そしてその推測を裏付けるように、この「津山城下町町人家割図」にはほとんど同じ内容の絵図がもう1点残されている。また、天明二年四月という時期は、絵図の制作期間を3~4ヶ月と見ると、描かれているのは天明元年の末から翌年正月現在の状況と考えられ、これは先ほど述べた絵図から読み取ることのできた作成時期と矛盾しない。つまりこの絵図は天明元年(1781)十二月~二年正月現在の状況で作成されたとしても無理が無いといえよう。

さらに、改めて、この図を見ると、先に述べたように家屋敷の持ち主の名前のほかに、敷地の間口や奥行き、そこにかかる家役まで詳細に記されている。この家役というのはもともと、家1軒につき、1軒役だったようだが、年月を経て、家屋敷の売買が繰り返された結果、この時期には、例えば、7分5厘役や5分役などのように分割されて、細分化している。また、家役は間口もしくは面積に比例するというものではなく、同じ面積でも、違うということが多い。そのため、すべての家役を知るには、大規模な調査を行うか、人別改め時のデータとその後の屋敷売費の情報を掘んでいるかしかないと考えられる。城下町全体におよぶような規模の調査が行われれば、何らかの記録が残っていて当然といえよう。逆に言えば、残っていないということは意図的に抹消したのでない限り、そのような調査は無かったということを示していると思われる。すなわち、それらのデータを入手することの出来る組織一藩によってこの絵図は作成されたのでは無いかと考えられる。その中でも家役について詳細なデータを持っていたのは町奉行を置いてほかにはない。したがって、その内容からもこの絵図は町奉行の元で作成された、日記に出てくる町方絵図の可能性が高いといえるであろう。

城下町建設以降、家屋敷の売買は繰り返され、元は1軒あたり1軒役であったと推測される家役もこのころには明確な基準が見出せないほどに複雑化していた。家屋敷の持ち主を確定し、個々の負担を明らかにするためにもこの絵図は必要であったことは想像に難くない。しかし、その場合疑問が2点ほど出てくる。それは、まず、この絵図に描かれた範囲である。この絵図の西方向は安岡町まで描かれており、これは城下町の範囲と同じであるが、東方向は中之町までしか描かれておらず、その先の西・東新町も城下町に含まれるにもかかわらず、記されていないことである。絵図から、西・東新町を外さねば成らない理由は特に見当たらず、実際のその他の城下町絵図はすべて東新町までを城下町の範囲として描いている。次に、先の目的のもとに作成されたのならば、その後も定期的に同種の絵図を作成されていなければならない。言うまでも無く、本図作成直後から家屋敷売買があり、数年もすれば、かなりの異同が出てくることになる。そのため、ある程度年数がたった時点で、再度作成しなければ実態とあわなくなってしまう。にもかかわらず、津山城下町の家割図は本図と同時期のものと考えられるもう1点のみが残されているだけである。これは煩雑な作業に比べて、絵図自体の有効期間が短いことなどから、その後は作成されなかったためとも考えられる。この場合、江戸や大坂、名古屋など商業出版が盛んな地域の近隣であれば、藩に代わって、町人(出版者)が同様のものを作成することも有り得ただろうが、近世を通して商業出版が未熟であった津山城下とその周辺ではそのような動きは無かったのではないかと考えられよう。

(乾 康二)

博物館からのお知らせ

◆ 晴れの国おかやま国体 スポーツ芸術協賛特別展 「高野神社の文化財」

平成17年10月15日(土)～11月13日(日)

津山市二宮・高野神社は、平安時代の貞観6年(864)に従五位上、貞観17年(875)には正五位下の神階を授けられたことが『日本三大実録』に記されています。また、平安時代末期に編纂された『今昔物語』にも「美作国二中参・高野ト申ス神在マス」とあります。後世二宮と通称され、常に一宮中山神社に次ぐ社格を保持していました。現在の本殿は江戸時代の寛文2年(1663)津山藩第2代藩主森長継によって再建されたもので、岡山県指定重要文化財に指定されています。

このような長い歴史をもつ高野神社には、多くの文化財がありますが、とりわけ平安時代の文化財7点(いずれも重要文化財)がまとまって伝わっていることが注目されます。この展覧会では、10月下旬に津山市他の会場で開催される、晴れの国おかやま国体を記念して、高野神社とその関連文化財を一同に展示し、同神社の歴史上の意義を明らかにしようとする。



木造獅子

主な展示資料

| | | |
|---------------------|-----|--------|
| 木造随神立像(重要文化財) | 2 軀 | 高野神社蔵 |
| 木造神号額(重要文化財) | 1 面 | 高野神社蔵 |
| 木造獅子(重要文化財) | 1 対 | 高野神社蔵 |
| 木造獅子(重要文化財) | 1 対 | 高野神社蔵 |
| 板絵女神蔵 | 1 枚 | 高野神社蔵 |
| 津山景観図屏風(津山市指定重要文化財) | 1 隻 | 個人蔵 |
| 尼子詮久判物他 | 1 巻 | 個人蔵 |
| | | など約50点 |

本誌No.46の行事予定で、展覧会の会期を10月8日～11月6日としましたが、関係方面との調整の結果、会期を上のように変更しましたので、ご注意ください。

◆ 収蔵庫の燻蒸作業

7月4日(月)～7月8日(金) 《5日間》

当館では昭和63年の開館以来、毎年6月頃に展示室・収蔵庫の燻蒸を実施しています。これは室内にいる虫や細菌を殺すことにより、収蔵資料の劣化を防止するためで、博物館にはなくてはならない作業です。その方法は、あらかじめ各部屋を密閉したうえ、一定時間有毒ガスを浸透させた後、濃度を薄めながら徐々にガスを抜きさるものです。

ところが、今年の作業内容は例年と大きく変更を余儀なくされました。それは、従来使用していた臭化メチルガス(酸化エチレンとの混合)が京都議定書により製造禁止となっ

たため、代わりに沃化メチルガスを使用するためです。ところが、このガスでは燻蒸時間が従来の24時間から48時間に延び、また作業中の必要室温も従来の20度以上から25度以上と高くなります。その結果、作業期間は一日延長して5日間、作業日も従来の6月中旬から7月初旬へと変更しました。さらに、沃化ガスのコストがかなり高いため、昨年まで実施してきた展示室の燻蒸を断念し、今年は収蔵庫のみの燻蒸とせざるをえませんでした。世界的な地球環境保護条約が私たちの博物館にも思わぬ影響を与えること

博物館
入館案内

- 開館時間 午前9:00～午後5:00
- 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料 一般 210円(160円)
高校・大学生 150円(120円)
中学生以下 無料
※()は30人以上の団体

博物館だより No.47 平成17年7月1日
編集・発行/津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
TEL(0868)22-4567 FAX(0868)23-9874
E-mail: tsu-haku@tvvt.ne.jp
印刷/ (有)弘文社